政令第三百二十二号

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令

の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第二十

五条並びに電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律 (平成十四年法律

第百二十四号)附則第二条第十項及び第十二項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備 (第一条 - 第十条)

第二章 経過措置 (第十一条・第十二条)

附則

第一章 関係政令の整備

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第 一 条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)

の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第九条 独立行政法人通関情報処理センター又は独立行政法人通関情報処理センターの役員若しくは職員

常時勤務に服することを要しない者を除く。) は、国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二

十八号)第百二十四条の二第一項(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)に規定する特定

公庫等若しくは公庫等又は特定公庫等役員若しくは公庫等職員とみなして、 同条の規定を適用する。

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第百二号を次のように改める。

百 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律

第百二十四号)附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センター(航空運送貨物 の税

関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第十八号)による改正前の航空運

送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第六条の航空貨物通関情報

処理センターを含む。)

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

に関する法律の一部を改正する法律 (平成十四年法律第百二十四号) 附則第二条第一項の規定により解散

第四十三条第一項第五号中「通関情報処理センター(」を「電子情報処理組織による税関手続の特例等

した旧通関情報処理センター(」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正)

第四条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)の一部を次のよう

に改正する。

別表第二第二号中「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構」 の下に「、 独立行政法人通関情報処理

センター」を加える。

(国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政

令の一部改正)

第五条 国 の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定め

る政令 (昭和三十七年政令第三百九十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「、通関情報処理センター」を削る。

(独立行政法人等登記令の一部改正)

第六条 独立行政法人等登記令(昭和三十九年政令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表通関情報処理センターの項を削る。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正)

第七条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百五十二号)の一部を次の

ように改正する。

附則第二項第二号中「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構」 の下に「、独立行政法人通関情報処

理センター」を加える。

(財務省組織令の一部改正)

第八条 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第十六号中「造幣局分科会」を「通関情報処理センター 分科会、造幣局分科会」 に改める。

第六条第六号中「通関情報処理センター」を「独立行政法人通関情報処理センター」に改め、同条に次

の一号を加える。

独立行政法人評価委員会通関情報処理センター分科会の庶務に関すること。

第十五条第十五号中「造幣局分科会」を「通関情報処理センター分科会、

造幣局分科会」

に改める。

第三十八条第六号中「通関情報処理センター」を「独立行政法人通関情報処理センター」に改め、 同条

中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

独立行政法人評価委員会通関情報処理センター分科会の庶務に関すること。

(財務省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第九条 財務省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中

造幣局分科会

独立行政法人造幣局

を

| 通関情報処理センター分科会 | 独立に

独立行政法人通関情報処理センター

に

独立行政法人造幣局

改める。

造幣局分科会

第九条ただし書中「造幣局分科会」を「通関情報処理センター分科会に係るものについては関税局総務

課において、造幣局分科会」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正)

第十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)の一

部を次のように改正する。

第一条中「、通関情報処理センター」を削る。

第二章 经過措置

独立行政法人通関情報処理センター が承継する資産に係る評価委員の任命等)

第十一条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(以下この条及び

次条において「十四年改正法」という。)附則第二条第九項の評価委員は、 次に掲げる者につき財務大臣

が任命する。

一財務省の職員ー

独立行政法人通関情報処理センター(以下この号において「センター」という。)の役員(センター

が成立するまでの間は、センターに係る独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第十五条第一

項の設立委員) 一人

三 学識経験のある者 二人

2 十四年改正法附則第二条第九項の規定による評価は、 同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 十四年改正法附則第二条第九項の規定による評価に関する庶務は、 財務省関税局総務課において処理す

るූ

(通関情報処理センターの解散の登記の嘱託等)

第十二条 十四年改正法附則第二条第一項の規定により通関情報処理センターが解散したときは、 財務大臣

は 遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければなら

附則

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第八条(財務省組織令第六条第六号及び第三十

八条第六号の改正規定を除く。)、第九条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。